



# 山形県公報

令和7年4月1日(火)

号 外 (15)

## 目 次

### 規 則

○山形県財務規則の一部を改正する規則…………… (会 計 局) … 1

### 訓 令

○山形県公印規程の一部を改正する訓令…………… (高等教育政策・学事文書課) … 4

○山形県公文書管理規程の一部を改正する訓令…………… ( 同 ) … 5

### 議 会 関 係

#### 告 示

○山形県議会事務局規程の一部を改正する規程…………… 6

### 教育委員会関係

#### 規 則

○教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則の一部を改正する規則…………… 7

○山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則…………… 同

#### 訓 令

○山形県教育委員会公文書管理規程の一部を改正する訓令…………… 8

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

○山形県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程 …… 同

## 規 則

山形県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第29号

#### 山形県財務規則の一部を改正する規則

山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「働き方改革実現課」を「行政経営企画課」に、「国際人材活躍・コンベンション誘致推進課」を「いきいき山形未来企画室、多文化共生・国際交流推進課」に、「移住定住・地域活力創生課」を「移住定住・地域活力拡大課」に、「及び農産物販路開拓・輸出推進課」を「、農産物販路開拓・輸出推進課及び県産米戦略推進課」に改め、同条第2項中「(以下この項において「通知」という。)」及び「」及び同条例第2条第1項第459号に規定する手数料(通知を行つた場合の保管場所標章の交付に係るものに限る。)(」を削り、「自動車保管場所証明書交付等申請手数料等」を「自動車保管場所証明書交付等申請手数料」に改める。

第6条第1項中「働き方改革実現課」を「行政経営企画課」に、「国際人材活躍・コンベンション誘致推進課」を「いきいき山形未来企画室、多文化共生・国際交流推進課」に、「移住定住・地域活力創生課」を「移住定住・地域活力拡大課」に、「及び農産物販路開拓・輸出推進課」を「農産物販路開拓・輸出推進課及び県産米戦略推進課」に改める。

第15条第2項第4号中「自動車保管場所証明書交付等申請手数料等」を「自動車保管場所証明書交付等申請手数料」に改める。

第43条第2号中「自動車保管場所証明書交付等申請手数料等」を「自動車保管場所証明書交付等申請手数料」に改め、同条第3号中「第165条の6」を「第165条の5」に改める。

第69条第3項中「第8条第3項」を「第57条の4の2第3項」に改める。

第86条第2項第4号中「又は印紙」を「、印紙、郵便切手その他これらに類するもの」に改め、同項第18号を次のように改める。

(18) 資金前渡により支払う経費に係る手数料、外国通貨の両替に係る手数料及びこれらに類する経費

第127条の2第1項第1号中「250万円」を「400万円」に改め、同項第2号中「160万円」を「300万円」に改め、同項第3号中「80万円」を「150万円」に改め、同項第4号中「50万円」を「100万円」に改め、同項第5号中「30万円」を「50万円」に改め、同項第6号中「100万円」を「200万円」に改める。

第130条第2項第1号、第132条、第133条第1項及び第135条第6号中「100万円」を「200万円」に改める。

第138条第1項中「法」を「検査職員は、法」に、「ときは」を「場合において必要があると認めるときは」に、「が立ち会わなければならない」を「を立ち会わせなければならない」に改める。

第144条第2号ロ(ロ)中「第48条第1項」を「第739条の5第1項」に改める。

第186条第7項中「第364条第1項」を「(明治29年法律第89号)第364条」に改める。

別表第1第2項組織の区分の欄中「働き方改革実現課」を「行政経営企画課」に、「国際人材活躍・コンベンション誘致推進課」を「いきいき山形未来企画室、多文化共生・国際交流推進課」に、「移住定住・地域活力創生課」を「移住定住・地域活力拡大課」に、「及び農産物販路開拓・輸出推進課」を「農産物販路開拓・輸出推進課及び県産米戦略推進課」に改め、同項出納員として指定する職の欄中「みらい企画創造部統計企画課にあつては予算専門員」を「みらい企画創造部統計企画課にあつては予算主査」に、「上席の企画調整官(出納兼監査担当)」を「調査官(出納兼監査担当)」に、「調査官(調度担当)」を「上席の調査官(調度担当)」に、「課長補佐(情報公開担当)」を「調査官(情報公開担当)」に、「及び教育局義務教育課にあつては経理主査」を「にあつては経理主査、教育局義務教育課にあつては上席の経理主査」に、「経理専門員」を「経理主査」に改め、同項代決する出納員として指定する職の欄中「主任主事又は」を「主任主査、主任主事又は」に、「主事(予算第三係)」を「主査(予算第三係)」に、「主任(出納担当)」を「係長(出納担当)」に、「係長(調度担当)」を「次席の調査官(調度担当)」に、「上席の係長(情報公開担当)」を「専門員(情報公開担当)」に改め、同表第3項代決する出納員として指定する職の欄中「村山総合支庁総務企画部総務課、」を削り、「シニア専門員(」を「シニア専門員(村山総合支庁総務企画部総務課、)」に改め、同項出納員に委任する事項の欄第1号中「村山総合支庁保健福祉環境部子ども家庭支援課」を「村山総合支庁保健福祉環境部こども家庭支援課」に、「置賜総合支庁保健福祉環境部子ども家庭支援課」を「置賜総合支庁保健福祉環境部こども家庭支援課」に改め、同欄第2号中「米沢工業高等学校」を「米沢鶴城高等学校」に改め、同表第4項代決する出納員として指定する職の欄中「総務専門員(最上総合支庁農業技術普及課産地研究室に限る。)」を削り、「村山総合支庁農業技術普及課産地研究室」を「村山総合支庁農業技術普及課産地研究室及び最上総合支庁農業技術普及課産地研究室」に改め、同項出納員に委任する事項の欄第1号中「保健福祉環境部子ども家庭支援課」を「保健福祉環境部こども家庭支援課」に改め、同表第5項代決する出納員として指定する職の欄中「収納主査(村山総合支庁総務企画部課税課漆山駐在)」

を「主任主査(村山総合支庁総務企画部課税課漆山駐在)」に改め、同表第6項中 

総務主査	普及推進
	主幹

 を

総務専門員	普及推進
	主幹

 に、 

検査専門員	上席の検査主査
-------	---------

 を 

上席の検査主査	次席の検査主査
---------	---------

 に、

環境科学研究所センター	総務課長	総務専門員
-------------	------	-------

 を 

環境科学研究所センター	総務課長	シニア専門員
-------------	------	--------

 に、

「副院長」を「主任主査」に、

衛生研究所	総務課長	総務専門員
-------	------	-------

を

衛生研究所	総務課長	シニア専門員
-------	------	--------

に、「庶務係長」支所長」を「次長」庶務係長」に、

総務課長	上席の主任主査
------	---------

を「

総務課長	総務主査
------	------

」に、「

総務調整課長	上席の主任主査
--------	---------

」を

総務調整課長	総務主査
--------	------

に、「

東北農林専門職大学	農林大学校	総務専門員	総務専門員
-----------	-------	-------	-------

」を「

東北農林専門職大学	農林大学校	事務局次長	総務課長
-----------	-------	-------	------

」に、

農業総合研究センター	畜産研究所	総務課長	総務専門員
------------	-------	------	-------

を「

農業総合研究センター	畜産研究所	総務課長	庶務係長
------------	-------	------	------

」に、「副主幹」を「副所長」に、

山形東高等学校	事務部次長
---------	-------

を「

山形東高等学校	シニア専門員
---------	--------

」に、「

シニア主査	総務主査
-------	------

」を「

主任主査	主任主査
------	------

」に、

天童高等学校	事務次長	事務長
--------	------	-----

を「

天童高等学校	事務次長	主事
--------	------	----

」に、

上席の主事（最上校にあつては、主任主査） 上席の主事
-------------------------------

を

主任主事（最上校にあつては、主任主査） 主事（金山校にあつては、主任主査）
--

に、「

米沢工業高等学校	米沢商業高等学校	事務部次長主査	主任主査主事
----------	----------	---------	--------

」を

米沢鶴城高等学校	事務部次長	主査
----------	-------	----

に、「

高畠高等学校	事務次長	主事
--------	------	----

」を

「高島高等学校 事務次長 事務長」に、「主任主事 主事」を「上席の主事 事務部長」に、

「酒田東高等学校 総務主査 主任主事」を「酒田東高等学校 総務主査 主査」に、

「山形盲学校 事務部次長」を「山形盲学校 シニア専門員」に、「酒田特別支援学校 事務次長 主任主査」を

「酒田特別支援学校 事務次長 主査」に、「ゆきわり養護学校 事務次長 主査」を

「ゆきわり養護学校 事務次長 主任主査」に、「会計課係長 会計課専門員」を「調査官（会計担当） 調査官（会計担当）」に、「上席の会計課専門員 会計課係長 調査官（会計担当）」を

「会計課専門員 主事（会計課） 企画調整官（会計担当）」に、「上席の調査官（会計担当）」を「調査官（会計担当）」に、「上席の会計課係長」を「会計課

専門員」に改め、同表第7項出納員として指定する職の欄中「総務係長」を「総務主査」に改め、同項代決する出納員として指定する職の欄中「主事（会計課）」を「主任（会計課）」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**訓 令**

**山形県訓令第8号**

庁 中  
出 先 機 関

山形県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県公印規程の一部を改正する訓令**

山形県公印規程（昭和35年4月県訓令第12号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「及び」を「（いきいき山形未来企画室長を含む。）及び」に改める。

別表1(2)職印の項44の項を次のように改める。

44	山形県各室長印	方21	〃	各部各室長
----	---------	-----	---	-------

別表2(2)職印の項中  
 「 44  
 削除を  
 山形県  
 何々  
 室長印  
 」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

山形県訓令第9号

庁 中  
出 先 機 関

山形県公文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県公文書管理規程の一部を改正する訓令

山形県公文書管理規程（令和2年3月県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「課」を「課（いきいき山形未来企画室を含む。以下同じ。）」に改め、同条第2項中「課長」を「課長（いきいき山形未来企画室長を含む。以下同じ。）」に改める。

別表第2第1項の表中 「 働き方改革実現課 働改 」 を

「 行政経営企画課 行企 」 に、

「 市町村課 市町村  
 移住定住・地域活力創生課 移地  
 国際人材活躍・コンベンション誘致推 国際  
 進課 」 を

「 いきいき山形未来企画室 い山企  
 市町村課 市町村  
 移住定住・地域活力拡大課 移地  
 多文化共生・国際交流推進課 多文化 」 に、

「 子ども成育支援課 子成育  
 子ども家庭福祉課 子家 」 を

「 こども安心保育支援課 こ安  
 こども家庭福祉課 こ家 」 に、

「 観光交流拡大課 観 」 を

- 「 観光交流拡大課  
イン・アウトバウンド推進課 観  
イア 」 に、
- 「 農業技術環境課 農技 」 を
- 「 県産米戦略推進課  
農業技術環境課 米戦略  
農技 」 に改め、同別表第2項の表中
- 「 子ども家庭支援課 村総子 」 を
- 「 こども家庭支援課 村総こ 」 に、
- 「 子ども家庭支援課 最総子 」 を
- 「 こども家庭支援課 最総こ 」 に、
- 「 子ども家庭支援課 置総子 」 を
- 「 こども家庭支援課 置総こ 」 に、
- 「 子ども家庭支援課 庄総子 」 を
- 「 こども家庭支援課 庄総こ 」 に改める。

別表第3 I 衛生の項の表中

栄養士
-----

を

栄 養 士・管 理栄養 士
------------------------

に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

議 会 関 係

告 示

山形県議会告示第3号

山形県議会事務局規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年4月1日

山形県議会議長 田 澤 伸 一

山形県議会事務局規程の一部を改正する規程

山形県議会事務局規程（昭和45年10月県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。  
第4条第2項中「専門員」を「専門員、シニア専門員」に改め、同条第3項の表中

専門員	担当事務について課長等を補佐し、及び特定事項を処理する。
-----	------------------------------

を

専門員	担当事務について課長等を補佐し、及び特定事項を処理する。
シニア専門員	知識経験に基づき、担当事務について課長等を補佐し、及び特定事項を処理する。

に改める。

**附 則**

この規程は、公布の日から施行する。

**教育委員会関係**

**規 則**

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月1日

山形県教育委員会  
教育長 須 貝 英 彦

**山形県教育委員会規則第6号**

**教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則の一部を改正する規則**

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則（昭和31年11月県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号から第30号までを1号ずつ繰り上げる。

第4条第1項第1号中「課長」を「教育DX推進監、学力向上推進監、課長（本局の室長及び主幹を含む。）」に改め、同項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第20号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項第2号中「第1項第16号及び第17号」を「第1項第15号及び第16号」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月1日

山形県教育委員会  
教育長 須 貝 英 彦

**山形県教育委員会規則第7号**

**山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則**

山形県教育委員会事務局組織規則（昭和40年4月県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表教育政策課の項中「予算担当」を「予算係」に改め、同表義務教育課の項中「生徒指導担当」を削り、同条第2項の表中

高校教育課	教育デジタル化推進室、高校未来創造室
-------	--------------------

を

義務教育課	多様な学び推進室
高校教育課	教育DX推進室、高校未来創造室

に改める。

第5条第28号中「教職員課、生涯教育・学習振興課、義務教育課、特別支援教育課及び高校教育課」を「局内（福利厚生課を除く。）」に改める。

第8条第2号中「生徒指導」を削り、同条に次の1号を加える。

(8) 多様な学びの推進に関すること。

第8条に次の1項を加える。

2 義務教育課の分掌事務のうち、前項第8号に掲げる事務は、多様な学び推進室で所掌する。

第9条第1項第8号中「ICT教育環境の整備及び活用」を「教育DX」に改め、同条第2項中「教育デジタル化推進室」を「教育DX推進室」に改める。

第17条中「及び教育次長」を「、教育次長、教育DX推進監及び学力向上推進監」に改める。

第19条の表中「教育次長 教育長を補佐し、所属の職員を指揮監督する。」を

教育次長	教育長を補佐し、所属の職員を指揮監督する。
教育DX推進監	教育長を補佐し、教育DXに関する事務を整理する。
学力向上推進監	教育長を補佐し、義務教育における学力向上に関する事務を整理する。

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

山形県教育委員会訓令第16号

局 中  
教 育 機 関

山形県教育委員会公文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年4月1日

山形県教育委員会  
教育長 須 貝 英 彦

山形県教育委員会公文書管理規程の一部を改正する訓令

山形県教育委員会公文書管理規程（令和2年4月県教育委員会訓令第6号）の一部を次のように改正する。

別表第2第4号の表中

山形県立米沢工業 高等学校	米工高	を	山形県立米沢鶴城 高等学校	米鶴高	に改める。
山形県立米沢商業 高等学校	米商高				

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第22号

山形県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年4月1日

山形県選挙管理委員会  
委員長 粕 谷 真 生

山形県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

山形県選挙管理委員会規程（昭和32年3月県選挙管理委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

第15条の3第3項中「主任主事」を「主査、主任主事」に改める。

第15条の4中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 主査は、上司の命を受けて担当事務を処理する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。